

○下野市児童館条例

平成18年1月10日

条例第98号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設及びこれに準ずる施設として、児童館を設置する。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(管理及び運営)

第3条 児童館は常に良好な状態で管理し、その目的を最も効果的に達成するよう運営しなければならない。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(運営委員会)

第4条 児童館の適切な運営を図るため、児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、市長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の申請)

第5条 児童館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(使用料)

第6条 児童館の使用料は、無料とする。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(利用の禁止)

第7条 児童館は、児童福祉法第40条の目的以外には使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(遵守事項)

第8条 児童館を利用するものは、市長が別に定める事項を守らなければならない。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(職員)

第9条 児童館に館長及び所要の職員を置く。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、児童館の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平28条例18・令4条例18・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南河内町立児童館設置条例（平成10年南河内町条例第21号）、石橋町児童館設置及び管理条例（昭和46年石橋町条例第10号）又は国分寺町児童館設置及び管理に関する条例（昭和56年国分寺町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月18日条例第18号）

この条例は、平成28年5月6日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年12月4日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可申請その他児童館利用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

(平 2 8 条例 1 8 ・全改、令 4 条例 1 8 ・一部改正)

名称	位置
下野市立南河内児童館	下野市緑三丁目 5 番地 3、4
下野市立国分寺東児童館	下野市駅東七丁目 4 番
下野市立国分寺駅西児童館	下野市小金井五丁目 2 2 番地 1
下野市立国分寺姿西児童館	下野市国分寺 1 5 9 9 番地 2
下野市立石橋児童館	下野市石橋 6 2 9 番地 1